

福島市告示第238号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条の2、及び第115条の11の規定に基づき、同法第41条第1項、第53条の更新をしたので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

福島市長 木 幡 浩

1 指定更新事業所

(1)ショートステイみず和の郷

- ①申請者 福島市松川町水原字神明山 25 番地の 2
社会福祉法人あいあい福祉会
理事長 小熊 弘人
- ②事業所所在地 福島市松川町水原字神明山 25 番地の 2
- ③サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

(2)レッツ倶楽部瀬上

- ①申請者 福島県南相馬市原町区二見町三丁目 50 番地の 1
株式会社カンノ
代表取締役 菅野 邦彦
- ②事業所所在地 福島市瀬上町字南中川原 23 番地の 2
- ③サービスの種類 通所介護

2 指定更新年月日 令和7年8月1日

3 指定有効期限 令和13年7月31日